

## 平成29年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成29年10月13日（金）15：00～17：00
- 2 場 所 青葉区中央市民センター 第2会議室（仙台市）
- 3 出席者 伊澤町長、金田副町長、舘下教育長、武内総括参事、平岩復興推進課長、猪狩建設課長、松本住民生活課長、橋本健康福祉課長、志賀公夫生活支援課長、板倉秘書広報課長
- 4 町民出席者 17人

### 5 町長あいさつ概要

9月15日に帰還困難区域の復興に向けた「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」が内閣総理大臣の認定を受け、双葉町でも除染・解体・インフラ復旧等、復興に向けた動きが本格化する。一日も早い帰還環境の整備に向け、計画に基づく取り組みを早期かつ確実に進めていく。世代を超えて住みたいと思える魅力ある良好な生活環境の創出につなげていきたい。

### ○町内復興の取り組みについて

- 1) 中野地区復興産業拠点については、今年3月の都市計画決定後、地権者の方々に用地の協力をお願いし、町として事業の詳細を詰め、7月21日に福島県から事業認可を取得した。まずは働く拠点を整備し、町内の昼間人口の拡大を図ることにより、小売、飲食、その他民間の立地を誘発し、町復興のさきがけとしたい。  
今後、整備事業の着実な推進を図るため、独立行政法人都市再生機構を活用し、今年度における工事着手、平成30年度における一部供用開始に向け整備を進め、町内事業者の事業再開に向けた立地支援と企業誘致にも取り組んでいく。
- 2) 東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた海岸堤防の災害復旧工事が福島県により工事が進められており、平成30年度の完成を目指していたが、双葉中浜については、平成31年度完成予定となる見通し。
- 3) 海岸防災林については、平成32年度の完成を目指し、クロマツ、アカマツ等を植栽する計画。
- 4) 復興祈念公園については、本年5月に福島県により都市計画決定され、今年7月に「福島県における復興祈念公園基本構想」が策定された。今後は、基本計画が平成30年度中に策定される予定。
- 5) 寺沢地区に設置される復興ICについては、今年6月に着工式が行われ、工事が進められている。平成31年度末に完成予定。
- 6) 復興まちづくり計画(第二次)に記載された施策を具現化させる取り組みとしては、9月5日に、平成29年度第一回復興町民委員会を開催。今年度は、施策のさらなる具現化を進め、年度末に予定している実施計画の改定に反映していく。また役場職員の検討組織として復興まちづくりワーキンググループをつくり、議論を進めている。

○中間貯蔵施設について

- 1) 県内で発生した除染廃棄物の昨年度末までの実績は、町内に確保した保管場へ約10万m<sup>3</sup>が搬入され、今年度については、9月26日までの実績が約9万9千m<sup>3</sup>。搬入元については、平成27年度は県北、県中、浜通りの20市町村から、平成28年度以降は、県北地方、双葉町以北の浜通りの15市町村となっている。
- 2) 用地の契約件数は、9月末時点で、中間貯蔵建設用地全体で、契約者が1,139人(48.3%)、契約済面積が約624ha(39%)である。今後も環境省に対して地権者への丁寧な説明を引き続き強く求めていく。

○生活サポート補助金について

町民の皆さんが10年間の経済負担を少しでも軽減できるよう運用する「中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金」いわゆる「生活サポート補助金」が昨年度から事業を開始し、9月末の平成28年度受給率は66.3%となっている。引き続き受給漏れのないよう対応策を講じていく。

○復興公営住宅について

福島県が整備を進めているいわき市勿来酒井地区に建設中の復興公営住宅は、現在、集合住宅の建築工事が進められている。木造戸建て住宅についても10月中旬、工事に着手する予定。今後も平成29年度のできるかぎり早期の入居が可能となるように県に強く働きかけていく。

○医療費の一部負担等の免除、高速道路通行料金について

現在、無料措置が実行されているが、高速道路通行料金については、平成32年3月31日まで無料措置の延長の方針が示され、利便性の向上のため「ふるさと帰還通行カード」を導入した方法に変わるとの報告を受けている。詳細が決まったら、町民の皆さんにお知らせする。医療費の一部負担等の免除についても引き続き継続されるよう国、及び関係機関に働きかけていく。

6 町からの説明

- (1) 町立学校の状況等について(館下教育長)
- (2) 双葉町復興まちづくり計画(第二次)、特定復興再生拠点区域復興再生計画、平成29年度住民意向調査について(平岩復興推進課長)
- (3) 中間貯蔵施設計画地内町有地の取り扱いについて(猪狩建設課長)
- (4) 町共同墓地について(松本住民生活課長)

7 懇談概要

(町民：男性)

- ・復興まちづくり計画(第二次)の概要と特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要で新市街地ゾーンとまちなか再生ゾーンに若干相違があるが理由があるのか。
- ・農業再生ゾーン、新産業創出ゾーン、耕作再開モデルゾーン等にもともと住んでいた住民は戻って住むことが出来るのか。

(伊澤町長)

- ・復興まちづくり計画（第二次）の概要作成時より、最終的に認定されたエリアが広がった。中身については違いはない。
- ・帰還した時に担い手がないエリアに関して、国は除染したがらなかった。しかし、町として見える形で復興が感じられるよう、除染をさせるためゾーンとして申請をした。将来的には第一次産業として活用は難しいので桜の木を植えるなど検討している。その時の状況によって柔軟に対応していく。

(平岩復興推進課長)

特定復興再生拠点区域については、計画の中で土地利用の方針を示すことが必要となっているので、二次計画の考え方を踏まえる形で計画書を作成している。具体的な土地利用については、今後さらに検討を深め皆さまのご意見も聞きながら進めたい。

(町民：男性)

新市街地ゾーンは第1に「町民が帰れる場所を造る」まちなか再生ゾーンは第2ステップとして「既存の建物を利用して再生していく」と捉えたが、私の家はまちなか再生ゾーンにある。将来戻る予定がないが、町のためにはどうすれば良いか。

(伊澤町長)

町としてお願いしているのは、家屋の被害調査をして認定評価をしていただきたい。将来除染が進んでいくときに残すのか壊すのか、被害の認定評価がないと対応できない。土地の活用については、今後、帰還する町民の方がどれだけいるかに関わってくる。皆さんの帰還意欲を把握するため意向調査を行い、そのときの状況によって柔軟に対応する。

(町民：男性)

- ・山田行政区の町民として、エリア外も一定の方向性も示して欲しい。時間が必要なのは十分わかっているが、エリア外の区域が復興計画に入らない、または入れられない理由等が有れば答えていただきたい。
- ・エリア外の建物も危険な個所が多くなってきている。家屋調査について、エリア外の家屋調査や解体も国費で行えるようにしていただきたい。
- ・将来、固定資産税の再評価が行われると思うが、基準等あるのか。
- ・役場機能の町内移転について、復興に関係する課だけでも先行して町内に機能移転した方がよいのではないか。
- ・広域連携について、将来を見据えた財政面を考えると双葉町だけでやるのではなく広い枠組みの中で連携してやる方がよいのではないか。
- ・帰還時の安全・安心についてはどのように担保するのか。

(伊澤町長)

- ・特定復興再生拠点以外のエリアについては、今の段階で考えている構想として、帰還するには厳しい状況に置かれている。エリアを優先に仮置き場として国に町有地を借地し経済的な支援ができないかと考えている。
- ・エリア外の家屋解体については、ごもっともなご指摘だと思う。今後、国に対して申入れをさせていただきたい。

- ・固定資産税に関しては、復興再生拠点エリアとそれ以外では課税の時期に違いが出てくる。戻って来れる状況でないのに課税は当たり前のことではないし、その時に柔軟な対応をする。
- ・役場機能の移転については、J R 双葉駅が開通した際に通過駅にさせないよう、駅近隣に役場の準備事務所を設ける考えである。
- ・広域連携については、大熊町とは常に連携を含めた話し合いをしている。町が復旧復興していない段階で広域連携というのは難しい。ある程度復旧復興した後の先の話になる。
- ・町民の皆さまには、中間貯蔵施設は危ないと認識されている。その中で、国に対しては最低でも境界線のところに細かく放射線モニタリングポストを設けて、その情報を公表し、町民の皆さまに双葉町は安全であることを示すよう働きかけている。そのような形で、双葉町は放射線の管理をしっかりしていく。原子力施設の中のことに関しては、専門家の方の意見は、「危険性がゼロとは言えないが、再臨界する可能性は限りなくゼロに近い。万が一、再臨界したとしても今回の事故のような高濃度の汚染物質の飛散拡散はないだろう」との話を聞いた。安心・安全の担保になるかはわからないがこの話を聞いた時、町に戻る決断をした。

(平岩復興推進課長)

町では高線量区域を含めて全域の帰還が可能となるまで、町の復興が完全に果たされたとは言えないと考えており、国の方でも昨年、帰還困難区域の取り扱いに関する考え方を示し、例え長い年月を要しても将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除すると、強い方針を示しているので、町の方でも今後も強く特定拠点の区域の拡張について求めていきたいと考えている。

安心・安全の観点から第二次計画の中で、検討課題として上げている。帰還する場合に帰還計画の策定、防災・避難計画の見直し等、新たな町の状況に合わせた計画の見直しを進めていくよう取り組んでいく。

(町民：男性)

中間貯蔵の関係で、双葉町に土地・建物がなくなって、住民票は特例としてあるが、今後どのようになるのか聞きたい。

(伊澤町長)

中間貯蔵だけでなくアーカイブ施設・駅西等も同様の扱いになるが、帰還できない状況での住民票の強制移動はない。いつまで双葉に住民票が置けるかははっきり言えないが、一つのタイミングとして避難指示解除して、我々が帰還できる判断をした時になるだろう。

中間貯蔵施設の町有財産に関して、町として将来、土地の返還を求めることが出来るよう、上物の県外搬出を求めることが出来るよう、地上権設定（賃貸）として進めていきたいと思うがご意見を伺いたい。

—意見等なし—

賛同いただけるなら拍手をお願いしたい。

—拍手多数—

